

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月26日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 略</p> <p><u>(イ) 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合</u></p> <p><u>(ウ) 16歳以上の運転者が4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（(イ)に該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>(エ)・(オ) 略</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第14条 法第57条第2項の規定により公安委員会が定める軽車両の乗車人員又は積載重量若しくは積載容量の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に乗車させている場合</p> <p><u>(イ) 16歳以上の運転者が4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合</u></p> <p><u>(ウ)・(エ) 略</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 傘を差し、物を担ぎ、物を手に持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、<u>原動機付自転車又は自転車</u>を運転しないこと。</p> <p>(5) <u>自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、</u></p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 傘を差し、物を担ぎ、物を手に持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車<u>又は原動機付自転車</u>を運転しないこと。</p> <p>(5) <u>交通の頻繁な道路において、傘を差して自転車を運転しないこと。</u></p>

若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

(6) 略

(7) 大きな音でカーオーディオ、ヘッドホン等を使用して音楽を聞く等
安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車
両等を運転しないこと。

(8)～(10) 略

(6) 略

(7) 高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを
聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状
態で車両等を運転しないこと。

(8)～(10) 略

附 則

この規則中第14条の改正規定は平成21年7月1日から、第20条の改正規定は同年9月1日から施行する。